

第Ⅰ章 計画の概要

1 計画策定の背景

わが国は、非常に速い速度で高齢化が進行し、人口構成においては、年少人口(14歳以下)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)が急激に増加しています。令和5(2023)年9月1日現在の総務省人口推計では、総人口1億2,445万4千人のうち、高齢者人口は、3,619万8千人であり、総人口に占める高齢者人口の割合(高齢化率)は、29.1%となっています。

本市においては、総人口は微減で推移し、なかでも年少人口や生産年齢人口は、減少傾向にあります。しかし、その一方で、令和5(2023)年9月末現在における高齢者人口は10万1,892人で、高齢化率は29.3%となっており、全国と比較しても高齢化率は高く、75歳以上の後期高齢者は、令和5(2023)年9月末現在6万916人で、高齢者人口に占める割合は59.8%となっています。本市の将来推計によると、今後も高齢化率は上昇し、特に75歳以上の後期高齢者数はさらに増加が見込まれ、それらのニーズに対応するため、高齢者の介護を支える人的基盤の確保などが課題となっています。

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度を計画期間とする「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「前計画」という。)においては、後期高齢者が増加し、介護・医療ニーズや、生活支援ニーズなどが増加・多様化することが予測されるなか、新型コロナウイルス感染症による新たな生活課題なども踏まえ、令和7(2025)年に向けた地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者を含むすべての世代がお互いを支えあい、心が通い合う、やすらぎの社会の実現を目指して取り組んできました。

令和5(2023)年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認知症基本法」という。)が公布されました。この法律では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の家族等の意見を聞きながら、認知症の人とともに生きる共生社会の実現に向けた体系的な施策の立案と実践等が示されています。

また、国から示された基本指針では、令和7(2025)年及び令和22(2040)年の中長期を見据えたサービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進等についての取組が求められています。

本市では、前計画の実績や課題、高齢者を取り巻く現状、国の指針を踏まえ、令和7(2025)年に向けて、さらにはその先の令和22(2040)年を見据えつつ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度を計画期間とする「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

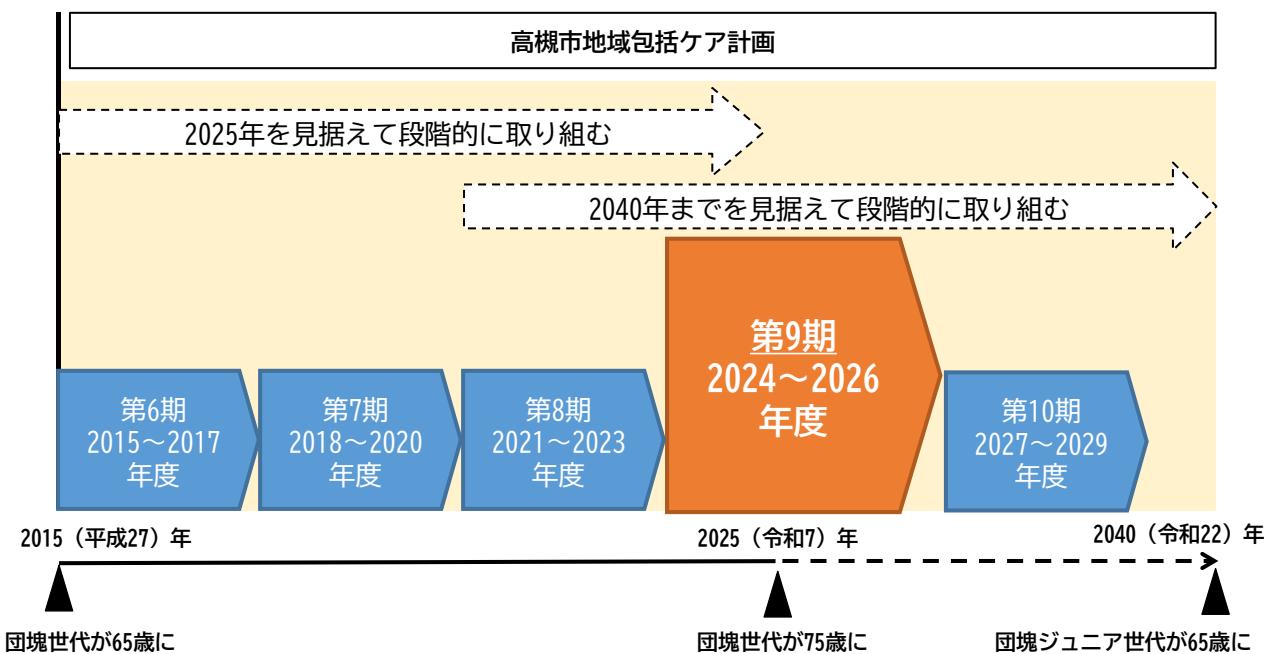
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定しています。

前計画では、「地域共生社会の実現」という目標を掲げ、令和7(2025)年に向けた取組を進めるための施策を推進してきましたが、本計画ではそれを引き継ぎ、さらに発展させていくものとして策定します。

また、策定にあたっては、介護保険法第116条第1項の規定に基づき国が定める基本指針等（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、「大阪府高齢者計画」、「大阪府医療計画」をはじめ、「第6次高槻市総合計画」「高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「高槻市障がい者基本計画」「健康たかつき21」など、関連する他の計画との整合・調和を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの3年間とし、前計画での目標や施策の展開を踏まえ、令和7(2025)年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年の中長期を見据え、「高槻市地域包括ケア計画」として策定します。



4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、基本指針に基づき、様々な意見等を反映させることとしています。施策の展開や各サービスの利用量の適正な見込み、整備量を設定するために、要介護者等の実態や住民ニーズ等を正確に把握することが重要であり、以下のように計画策定体制を整えています。

(1) 計画の策定機関

①高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

府内関係部局との計画策定における連携体制として、副市長を委員長とする部長級職員による「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び内容の検討を行いました。

②高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

市民、学識経験者等から幅広く意見を求め、計画に反映させるため、市議会議員、学識経験者、社会福祉関係者、公募による市民で構成する「高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において審議を行いました。

本分科会は公開審議としており、開催日については、事前に広報たかつき、市ホームページに掲載し、本分科会終了後、会議録を市ホームページで公開しています。なお、資料については、市役所本館1階の行政資料コーナー等で閲覧することができます。

(2) アンケート調査の実施

①在宅介護実態調査

在宅の要支援・要介護認定者（以下、「要介護等認定者」という。）とその介護者を対象に、必要とされる介護の内容や今後の支援・サービスの利用意向、介護者の介護と仕事の両立の状況等を調査・分析するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	回収状況	調査期間
令和4(2022)年9月～11月 に要介護等認定の更新申請・ 区分変更申請を行った方 1,411名	郵便による 配付・回収	有効回答 824件 (有効回答率 58.4%)	令和5(2023)年2月

②介護保険・高齢者福祉に関するアンケート調査

国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目を取り入れ、市民の高齢者福祉サービスや介護サービス等に対する利用状況、利用意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とするための「介護保険・高齢者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	回収状況	調査期間
「要介護等認定を受けていない」又は「要支援認定を受けている」65歳以上の方 2,000名	郵便による 配付・回収	有効回答 1,093件 (有効回答率 54.7%)	令和5(2023)年5月

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民の意見を聴き、本計画に反映していくために、令和5(2023)年12月6日から令和6(2024)年1月5日までパブリックコメントを実施しました。

(4) 介護保険事業者へのヒアリング等の実施

本計画の高齢者施策に反映することを目的に、市内に12か所設置している地域包括支援センターや高槻市介護保険事業者協議会へのヒアリング並びに施設・居住系サービス事業者へのアンケート調査等を行いました。

5 計画の進行管理と検証体制

(1) 高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会による検証

本計画に関する計画進捗状況の管理や取組に関する成果の確認については、本分科会において、計画の基本理念及び目標に沿って実施されているかを、定期的に点検・評価します。

(2) 関係部署との連携

本計画の推進にあたっては、関係する様々な部署及び関係機関との緊密な情報交換と連携に努め、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

(3) 財源の確保と利用者負担の適正化

本計画の各種施策の実施にあたっては、事業運営の効率化、経費の削減に努め、無駄のない効果的な取組を進めます。また、財政の健全性の確保と持続的な施策運営を目指し、補助対象事業の拡大や制度変更に伴う財政措置等について、必要に応じて、国・大阪府に要請していきます。

サービスの提供にあたっては、介護保険制度の持続可能性を確保するため、サービスの利用のあり方と適切なサービス提供に十分配慮し、負担能力に応じた負担の観点から、適正な金額での利用者負担の設定に取り組みます。

(4) 計画の推進にあたって踏まえる視点

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための令和12(2030)年を期限とする国際目標であり、17のゴール・169のターゲットを設定しています。わが国においては、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が進められており、本市においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などが本計画に関連が深いものであり、本計画の推進がSDGsの目標にも資するといえます。

また、本市の20年後、30年後の輝く未来に向けた「高槻市みらいのための経営革新宣言～フューチャープログラムの実行～」(平成28(2016)年1月)、今後の市の役割や取組の方向性を明確にすることを目的に策定された「『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針」等、本市の施策の方向性や、国・大阪府の動向等を踏まえ、適宜、高齢者に対するサービスや所管する公共施設のあり方について検討します。